

青年前衛隊を以て、組合青年前衛隊を合同して、地方青年前衛隊を組織し、更に此の代表一名による委員を以て同盟青年部を組織し、同盟青年部は、同盟執行委員会に直屬せられた。
 兩米組合同盟の全軍動を以て、青年前衛隊の活動は同様に、初限を挙げたのである。之が重要と独自の任務は今日に至るも、更に必要とされ又之が發展を計るべきを急務とする。然るに青年前衛隊の隊形に於ける組織程度は一定の限界があり、前記の如き同盟青年部構成方法が、唯一の活動的機関であつた。此の限度は今日に於ては青年前衛隊活動と發展のため必要以上の未確固の關係を有し、かくも昨年度大会に於ては、限定せられたる難兵、即ち青年前衛隊の独立的活動を斷行するに難しければ、爲るために必要なる兵の補習改正を要する痛感した。但しこの補習改正を断行するに難しければ、合同同盟年度大会に於て決定する青年前衛隊の一貫せる方針と精神に於ては、毫も変更なきべきことを附言しておく。

(決議の内容)

青年前衛隊組織改正事項具体案要旨

- (一) 青年前衛隊々員は組合同盟員並に同盟の主義綱領に賛成する青年労働者を以て構成單位とす
- (二) 青年前衛隊は組合青年前衛隊(各組合支部)と地区支部を支部單位とすることを規定せられたる地方に合同して、全国青年前衛隊を組織す。
- (三) 支部、地方青年前衛隊、全国青年前衛隊共に大会による決議機関を有す。

(四) 全国青年前衛隊は支部並に地方青年前衛隊の一切の統制の責任を負ふ。全国青年前衛隊は、合同同盟大会中央執行委員会に中央執行委員会の統制と指導を限すものとす。

労働法制に関する特別委員会設置の件

組合同盟本部提出

理由

労働組合は常に労働階級の権利増進に忠實であるべきは今更進するまでもないことである。此の最近空疎なる理論闘争の末行は殆どすべしは労働者の権利増進に對する努力を輕視せんとする。我々はこの方面に今後一層の努力を必要とするにあらう。本提案理由の主なるものは左の如し。
 一、今日労働法制の完成によつて労働者の福祉を増進する餘地充分あること。
 二、然るに従来労働組合側の此の法制に關する研究は不充分にして統一なきこと。
 三、従来我が同盟にても、健康保険法改正提案法規の改正、憲法撤廃、失業保険法、最低賃金法制